

【概要】鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（第4回）

日 時 : 平成 27 年 12 月 9 日（水）13:30～16:00

場 所 : 環境省第 1 会議室

主な意見・質疑 :

<議事（1）「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」の見直しの進め方について>

※ 事務局より資料 1 について説明し、進め方について了承された。

<議事（2）現行の基本指針について>

<全体>

- 次期基本指針での対応方向(案)については、今回事務局案として示す「推進する、廃止する、検討する」等の言葉の方向案についてご審議していただいて、それを踏まえた具体的な記述を、次回以降ご相談する。

<論点 1 >鳥獣の保護と管理に関する情報の収集基盤の整備

○委員からの指摘事項

- ・生物多様性センターの自然環境保全基礎調査との関係性は何か。ハンターが集めてくるデータのバイアスについて考慮が必要。
- ・計算式フォームを用いた個体数の推定は、全国的に、毎年行うものなのか。進め方には、戦略性や各都道府県の主体性が必要。
- ・被害状況は農水省とよく連携すること。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業で得られる情報だけでなく、有害捕獲や狩猟など網羅的に収集すること。
- ・それぞれのデータを集計するのに 2 年かかるのは遅すぎる。もっとスピーディーに出来るようにしなければならない。
- ・狩猟鳥獣を外すか残すかの議論をする際も、捕獲数以外の基礎的な情報がない。それらの情報も都道府県レベルで収集出来るように指針の中に含めてほしい。

○事務局からの説明

環境省では、新しいシステムによって収集する捕獲データ、その他各都道府県の糞塊調査・糞粒調査・ライトセンサスのデータも含めて使って、全国レベルでの階層ベイズ法を用いた生息個体数推定を、まず指定管理鳥獣等について毎年行っていきたい。生物多様性センターとの調査とも役割分担して、情報はメリハリをつけて収集したい。

<論点2> 狩猟鳥獣のあり方についての論点

○委員からの指摘事項

- ・都道府県の放鳥事業については、見直してやめていくべき。
- ・「管理のための狩猟」というと、指定管理鳥獣捕獲等事業と同じく、公的な捕獲の考え方ではないか。狩猟制度そのものの見直しが必要なのでは。
- ・狩猟鳥獣の法律上の定義について、文章を精緻化すればするほど、相互にまた矛盾が出てきたりする。シンプルであれば生じないような問題。
- ・狩猟鳥獣にしたからたくさん獲るという発想でもない。狩猟は遊びで、有害捕獲が社会貢献であるという考え方はおかしい。
- ・狩猟鳥獣についての事務局の説明は、「その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの」との定義について、計画的な捕獲が展開されたときに、大きく矛盾するという点だと理解した。
- ・これを機会に、狩猟のあり方にも議論が深まるといい。乱場という日本伝統の制度が妥当なのか、それとも、猟区というような、管理狩猟のようなやり方が妥当なのか。

○事務局からの説明

- ・狩猟を鳥獣の管理のツールの一つとして位置づけることによって、個別の種ごとに指定効果や社会的影響も考慮した上で、外来生物を含めて積極的に狩猟鳥獣に入れていくということも一つの施策としてあり得る。
- ・狩猟鳥獣の定義については法改正をしないと解消されない部分でもあり、現行法規の中でできうること、法改正の要することについて、次回提案したい。

<論点3> 保護と管理の手法に関する論点

○委員からの指摘事項

【鉛製銃弾による鳥類への影響】

- ・鉛中毒対策については、国際的にも同じ方向であり、実行可能な段階的規制が必要であり、可能だと考える。
- ・モニタリングを進めていくことについて異論はないが、何年かのうちに野外で使用しないとの明確な方針を示すことが大事。
- ・鉛弾だけ規制されれば鉛中毒は起きないのか？また、鉛弾を規制して銅弾が用いられて材木に弾丸が混入した際に、製材機器の故障等での補償が問題になる等、他に検討したことはないはず。世界の状況含めて検討すべき。

【農業者が自ら行う捕獲を含めた対策の推進】

- ・捕獲数は伸びているものの農業被害は200億円を頭打ちに減っていない。基本指針には「検討することが求められている」とあり、今回のポイントでも「規制のあり方を検討する」とされている。今後5年間検討ばかりするというのはいないのではないか。
- ・捕獲に当たっては、安全に行われるというのが最優先であるべき。事故のないように捕獲を進めるための安全の指針が示され、事故に関する情報が公表されて関係者に共有されるような、基本指針になるとよい。

【鳥獣保護区の保全について】

- ・ハビタットの管理が考慮されていない。その点については、基本指針の書きぶりを考慮する必要がある。保全事業では管理のあり方を検討することも必要。

○事務局からの説明

- ・全国的な鉛中毒の発生状況を把握するための科学的知見が現状では不足していると考えており、効果的なモニタリング手法を検討して、まず本州以南の鉛中毒の状況というものを把握すべきと考えている。
- ・農業者が自ら行う捕獲を含めた対策については、安全確保という観点からも含めて、どういった規制のあり方がいいかというのを検討。次回、どういったことが検討できるかというのをご提示する。

<論点4>人材育成に関する論点

○委員からの指摘事項

- ・都道府県に専門的知見を有する職員の配置状況は、引き続き公表していただきたい。
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の責任者は環境省に登録する鳥獣捕獲コーディネーターでなければいけないとか、そういったようなふうにして積極的に制度を活性化させるべき。
- ・都道府県で認定している認定事業者は地域のワイルドライフマネージャーを担うべき団体で、その重要度は高い。より推進する文言があっても良い。
- ・認定事業者のスキルアップと行政担当者のスキルアップは双方向的な関係にある。これは、認定の基準作りと連動している。
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の活用ということを、この人材育成に関することの中に入れていく方向で願います。

○事務局からの説明

- ・人材登録事業については、民間資格等との連携や交付金事業での活用を促進することで、活性化を図っていきたい。
- ・認定事業者との連携、人材登録事業の制度の登録事業者が活用されているかどうかというものもフォローをしていきたい。

<論点5>愛玩、傷病鳥獣等の考え方

○委員からの指摘事項

【傷病鳥獣について】

- ・論点として「救護の対象を絞る」という考え方は門前払いをするということであって、生命の軽視であり、人道的に考えてもどうかと思う。傷病鳥獣の救護は野生復帰を目指すということではなく、苦痛を取り除くことが本質。
- ・野生鳥獣の感染症等に関し、救護個体から情報収集することが一番効率的だが、救護の対象を絞ると、そのような機会を失ってしまうことになる。

- ・基本指針には何をすべきかを書くべきで、何をやめた方がよいかは国が指示するような話ではない。
- ・鳥獣保護センターは昭和 54 年以降救護の位置づけされてきたが、本来、保護管理の中核施設たるべきものであり、役割としては大きく違う。センターの位置づけは、今後見直していくべき。
- ・海外の事例が示されたが、これらは単に民間任せにしているのではない。アメリカの事例では、州政府による野生鳥獣の管理が徹底される中での傷病鳥獣の取り組みがある。オーストラリアについても、情報の収集やボランティアの育成を行政が一元化した上で、民間に任せている。
- ・とにかくけがした鳥獣は治して、野外に放すまで頑張るとするのは、生態系の保全や当該種の個体群の維持には、プラスに働くことはまずない。これに少ない人員と予算がとられているという問題があるので、優先順位をつけるといった話になる。管理すべき鳥獣や外来種についてどうするのか等の傷病鳥獣の取り扱い方を整理した上で、国が基本的な方針を示すようにしてほしい。

【愛玩】

- ・日本には古来より野鳥を飼う文化があった。愛玩目的での捕獲について廃止する方向性は文化多様性の喪失の側面はあるものの、だからといって、無理やりこれを復活させるという流れもない。一方で、いろんな外来のものが盛んに飼育されているということには矛盾を感じる。

○事務局からの説明

- ・鳥獣行政の中で、全ての傷病鳥獣を救護すべきかどうかについては、モニタリングの機能や鳥獣保護の技術の向上などの役割もあることから、行政コストも踏まえ優先度を考慮していく必要がある。傷病鳥獣の受け入れは、共通感染症や生態系への影響等も踏まえて行政として何を優先していくかを検討していくことが必要と考える。
- ・鳥獣保護センターについて、傷病鳥獣救護だけでなく、各都道府県が、鳥獣の個体群管理というものを科学的・計画的に進める必要があると考えるので、センターの位置づけをどうするかについて整理していく必要がある。

< 論点 6 > 人と鳥獣との関係

- 鳥獣法が改正されて管理の概念が入ってきたが、管理とは殺すことだと言うようなイメージになってしまっている。生命への共感や野生動物へのリスペクトを忘れないようにしなければならない。